

## 令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯 臨時特別給付金（追加給付）のご案内

<b>支給対象世帯</b>	<p>「住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金」（7万円）の支給対象世帯のうち、下記の（ア）または（イ）のいずれか該当する世帯</p> <p>（ア）令和5年12月1日基準日で新たに住民税均等割非課税世帯となった世帯</p> <p>（イ）「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（3万円）の支給対象世帯であるが、給付金を受給していない世帯</p>
<b>申請方法</b>	<p><b>上記の（ア）の世帯</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>市役所から確認書を送付します。</li><li>確認書の内容を確認し、必要事項を記入して、返信してください。</li></ol> <p><b>上記の（イ）の世帯</b></p> <p>ホームページから申請書をダウンロードし・印刷し、必要事項を記入して提出する、または福祉課まで本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）・受取口座を確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写しを持ってお越しください。</p>
<b>支給額</b>	1世帯あたり3万円
<b>申請期限</b>	令和6年3月29日（金）まで

次のページへ続きます

# 給付までの手続き

## 上記（ア）の世帯

### 【確認書】が到着

申請期限までに確認書の内容を確認し、必要事項を記入して必要書類を添付し返信してください。  
詳しくは届いた書類をご確認ください。

## 上記（イ）の世帯

### 申請が必要

次のいずれかの方法で申請期限までに申請してください。

- ①ホームページから申請書をダウンロードし・印刷し、必要事項を記入して提出してください。
- ②福祉課まで本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）・受取口座を確認できる書類（通帳・キャッシュカード）の写しを持って福祉課までお越しください。

ただし、同様の趣旨の給付金（3万円）をすでに他市町村で受給している世帯は対象外です  
※自治体によって、給付額が異なる場合があります。

### 提出先・お問い合わせ先

東かがわ市湊1847番地1

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当



0879-26-1228

受付時間 8:30~17:15（平日のみ）